

近畿北陸整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成23年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定基準 ※注2	重点化基準 ※注3	B/C ※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	石川県七尾市(七尾市)	12	ウ	②	2.04	(野洲簡易水道)
2	石川県鳳珠郡能登町(鳳至郡能都町)	8	ウ	②	2.51	(波並地区農業用水)
3	石川県鳳珠郡能登町(鳳至郡能都町)	11	ウ	②	2.49	(武連地区農業用水)
4	福井県大野市(大野市)	8	ウ	①	2.43	(九頭竜川流域)
5	福井県南条郡南越前町(南条郡南条町)	12	ウ	①	2.35	(九頭竜川流域)
6	京都府福知山市大江町(加佐郡大江町)	13	ウ	①	2.32	(由良川流域)
7	京都府与謝郡与謝野町	17	ウ	②	2.77	(算所簡易水道)
8	京都府綾部市	12	ウ	①	2.33	(由良川流域)
9	京都府綾部市	13	ウ	①	2.33	(由良川流域)
10	大阪府河内長野市	6	ウ	②	2.13	(川上簡易水道)
11	奈良県五條市(吉野郡西吉野村)	3	ア	①	3.62	(紀ノ川流域)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。